

職員互助会に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成20年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

職員互助会に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員互助会に関する条例の一部改正)

第1条 職員互助会に関する条例(昭和25年岩手県条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(互助団体の定義) 第2条 この条例で、職員互助会(以下「互助会」という。)とは、この条例の定めるところにより、県又は国から給与の支払を受ける者で、次の各号のいずれかに該当する職員(常勤を要しない職員及び臨時的に任用される職員を除く。)をもって組織し、互助共済及び福利増進の事業を行うことを目的とするものをいう。 (1) 知事、副知事及び出納長並びに知事の事務部局に勤務する職員 (2)～(13) [略] 2 [略]	(互助団体の定義) 第2条 この条例で、職員互助会(以下「互助会」という。)とは、この条例の定めるところにより、県又は国から給与の支払を受ける者で、次の各号のいずれかに該当する職員(常勤を要しない職員及び臨時的に任用される職員を除く。)をもって組織し、互助共済及び福利増進の事業を行うことを目的とするものをいう。 (1) 知事及び副知事並びに知事の事務部局に勤務する職員 (2)～(13) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 岩手県特別職報酬等審議会条例(昭和39年岩手県条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額について審議するため、知事の諮問機関として岩手県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌)	(設置) 第1条 議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について審議するため、知事の諮問機関として岩手県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌)

第2条 知事は、議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

第2条 知事は、議会の議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(副出納長の設置並びに定数に関する条例の廃止)

第3条 副出納長の設置並びに定数に関する条例（昭和30年岩手県条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。